資料１

川崎市教育改革推進会議運営要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、川崎市教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目　的）

第２条　川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について推進会議の委員の意見を求める。

(1)　市の教育改革等の在り方等に関すること。

(2)　かわさき教育プランの進捗状況に関すること。

(3)　かわさき教育プランの策定に関すること。

（構　成）

第３条　推進会議は、１３人以内の委員をもって構成する。

２　委員は、学識経験者、市民、本市の教職員代表のうちから、教育長が就任を依頼する。

３　委員の任期は２年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

４　教育長は、特別の事項について意見を聴取するため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

５　臨時委員は、特別の事項に関する意見の聴取が終了したときは、退任するものとする。

（推進会議の招集）

第４条　推進会議は、必要に応じて教育長が招集する。

（関係者の出席）

第５条　推進会議において必要があるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶　務）

第６条　推進会議の庶務は、教育委員会事務局教育政策室において処理する。

附　則

この要綱は、平成１７年　４月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年　３月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年　５月３０日から施行する。